

国際奉仕 卓話 『ロータリーの一員として』



District 2630
Rotary
 International Service

国際ロータリー 第2630地区
 奉仕プロジェクト部門 国際奉仕部門
 委員長 宮崎弘夫

国際ロータリーは、特別月間の内容を昨年から変更したことは皆様ご承知かと思えます。これまでの「ロータリーの特別月間」の中に、国際奉仕関連と言えば2月の世界理解月間と3月の識字率向上月間の年2回でした。ところが2015年度からは、以下のようになります。

1. 9月・・・「基本的教育と識字率向上月間」
2. 10月・・・「経済と地域社会の発展月間」
3. 12月・・・「疾病（しっぺい）予防と治療月間」
4. 2月・・・「平和と紛争予防・紛争解決月間」
5. 3月・・・「水と衛生月間」
6. 4月・・・「母子の健康月間」



以上のように、特に強く国際奉仕関連と理解できる「特別月間」が6回も誕生したと考えられます。ロータリーが地元地域や世界のために、これまでの長年の経験から、もっとも大きく、持続可能な成果をあげられる6つの「重点分野」を特別月間としたわけでありませぬ。これは国際ロータリーが個々のロータリアンに向けて、社会奉仕的ロータリーの理念である「（国際的）超私の奉仕」を常に心がけるよう全てのロータリアンに望んでいる証（あかし）に他ならないと思えます。

1952年に国際ロータリーの理事会が採択した「個々のロータリアンの責務」というものを皆さご存知でしょうか。それは国際組織のロータリーが全世界に向けて発信した「戦争予防」を願った採択文ですが、これこそがロータリーが紛争や戦争を予防しよう、と心から平和を願った条文だとされています。原文は非常に理解しがたく書かれていますが、短くまとめてみました。

「ロータリアンは自国への愛にのみ留まらず、全ては世界平和を推進する目的を負わなければなりません。それは歴史・宗教・人種・国力的優越感によって変えられるものではなく、自由の権利と恐怖からの解放を世界のすべての人たちが理解し実践できるよう、すべての人々と共に平和を育て上げなければなりません。貧困は生活水準のみだけではなく、経済・教育・衛生など多くの分野において、道徳的または人道的に、共にそれらの水準を上げようと努力しなければなりません。ロータリアンは紛争解決・平和の推進に努めるためには正義の原則を踏まえ、個人的犠牲を乗り越え、これを実践する努力を惜しんではなりません」と、解釈できると思えます。

但し、先ほどのロータリーの理事会で採択された理想的な条文にも問題はあります。それはロータリアンであるが故に、国際奉仕活動や平和維持活動をするにも責任や負荷が必ず付いてくる場合もあることは承知しなければなりません。不幸にも起きてしまった国家間の紛争や戦争などの際には国際ロータリーは中立を守る立場にありながら、紛争や戦争の中にあるロータリークラブまたロータリアンは自分たちの国の法律を遵守しなければならない矛盾に悩まされます。これら敵対する国々の間ではロータリアンと言えども、友情や親睦を築くことは非常に困難な事になってしまうことは想像できます。

つまり、世界平和を願うロータリーの活動も場所によっては、限界があるということです。

しかし、私たちはロータリアンです。2013年度版 ロータリー手続き要覧 第7章の「国際奉仕」の指針はたった4行にまとめられているにすぎません。国際ロータリーでは国際的な政治問題に対する団体声明を出すことは禁じられていますが、平和と正義の原則に基づき国際的難問を平和交渉によって解決するために自己の影響力を行使することは勧められ奨励されています。是非クラブでロータリーが 又は ロータリアンができる国際支援・国際親善 等について 肩を張らずに親睦の場などでお話しください。

歴史ある岐阜北ロータリークラブの知識と知恵が揃えば、必ず自分たちができる平和維持活動が考えられると思います。皆様の結束をもって海外への支援活動を含めたロータリー活動を今後とも実践していただき、結果それに参加したロータリアンの方々、それを現地で目のあたりにされた方々は自分がロータリーの一員であることを強く実感し、自らを誇らしく感激されることと思います。